米沢市医療連携あり方に関する方針について

1 米沢市の医療連携のあり方を検討するに至った経緯について

米沢市では、市内の急性期医療を主に担っている米沢市立病院(以下「市立病院」という。)と三友堂病院において医師の不足や高齢化が進み、舟山病院を含めた市内3病院の輪番による救急医療体制の維持が非常に厳しくなってきている現状から、地域に必要な医療機能の確保や三友堂病院との医療連携のあり方などに関して、米沢市としての方針を定めました。

2 米沢市の医療連携のあり方について

- (1) 米沢市の医療連携のあり方については、両病院の再編後、三友堂病院が回復期医療 を担っていくということを前提として、市立病院は、救急医療を含めた急性期医療を 担っていくために、医療連携に関する両病院の協議を進めていきます。
- (2) 市立病院の経営形態については、経営の健全化や経営基盤の強化を図るため地方独立行政法人への移行を進めていきます。
- (3) 市立病院の建替えについては、平成35年度(2023年度)までに開院できるよう進めることとし、三友堂病院と同時に開院することを目指します。
- (4) 両病院の医療連携のあり方としては、地域医療連携推進法人という枠組みの中で、 人や病床数などの様々な連携を含めた急性期医療と回復期医療の連携について強化・ 充実を図っていきます。
- (5) 市立病院が救急医療を担うに当たり、米沢市平日夜間・休日診療所の隣接又は併設について検討していきます。

3 市立病院の診療機能のあり方について

- (1) 市立病院は、通年での救急医療体制の維持・強化を含めた急性期医療の充実を図っていきます。そのために必要となる医師の確保について努めていきます。
- (2) 医療連携後の市立病院の入院診療機能については、これまで両病院が担っていた診療機能のうち、救急を含めた急性期医療を担うこととし、病床数については、300 床前後と想定していますが、具体的な病床数の決定の過程では、山形県地域医療構想に係る協議などを考慮しながら検討していきます。
- (3) 具体的な入院診療機能については、下表のとおり三友堂病院が担うとしている診療機能を明確にした上で、市立病院は、それ以外の診療機能を担うこととします。

診療科	市立病院(急性期)	三友堂病院(回復期)
循環器内科	狭心症、心筋梗塞、弁膜症、心筋症、心不	急性期治療終了後の <u>転院患者**</u>
	全、不整脈などの心臓系疾患に係る手術、	(ポストアキュート) への在
	処置、検査など救急を含めた医療	宅復帰支援や、在宅・介護保

消化器内科	食道、胃、小腸、大腸、肝臓、膵臓、胆	険施設等からの急変時の患者
	囊、腹膜疾患など消化器系疾患に係る手	(サブアキュート) に対する
	術、処置、検査など救急を含めた医療	軽中等症の急性症状への対応
内科	各種造血器悪性腫瘍、骨髄増殖症候群、骨	などを中心とした医療
	髄異形成症候群など血液系疾患に係る手	
	術、処置、検査など救急を含めた医療	
呼吸器内科	肺がん、肺炎、間質性肺炎など呼吸器系疾	※急性期治療終了後の脳卒
	患に係る手術、処置、検査など救急を含め	中、大腿骨頸部骨折などの地
	た医療	域連携パス対象患者で、回復
神経内科	脳卒中、認知症、頭痛、てんかん、脳炎・	期リハビリテーション対象外
	髄膜炎、末梢神経障害など神経系疾患に係	の患者を含む。
	る手術、処置、検査など救急を含めた医療	
糖尿病・内	糖尿病を含めた代謝・内分泌系疾患に係る	
分泌内科	手術、処置、検査など救急を含めた医療	
整形外科	脊柱、四肢の骨、関節、筋肉系等疾患に係	
	る手術、処置、検査など救急を含めた医療	
リハビリテ	急な病気やケガの治療直後若しくは治療と	病状が安定し、急な病変など
ーション科	並行して行われるリハビリテーション	が考えにくい段階まで回復し
	(急性期リハビリテーション)	た患者へのリハビリテーショ
		ン
		(回復期リハビリテーション
		対象患者を除く。)
緩和ケア内	主に外来機能	がん等の生命を脅かす病気に
科	(がん等で急性期医療を行うときに並行し	対して、様々な苦痛を和らげ
	て緩和ケアが必要な患者に対応するための	本人らしく生きるための治療
	診療)	やケアを行う医療

【参考】市立病院の入院診療科(網掛は三友堂病院と重複している診療科)

循環器内科、消化器内科、内科、呼吸器内科、神経内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科 (人工透析**)、小児科、外科、内視鏡外科、乳腺外科、心臓血管外科、整形外科、脳神 経外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科(女性泌尿器科)、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、 麻酔科、リハビリテーション科等

※手術、治療のために入院が必要な患者や急性腎不全等の患者への人工透析(急性期・亜急性期)

(4) 連携後の市立病院の外来診療機能については、これまで両病院が担っていた診療機能のうち、三友堂病院が担うとしている地域包括ケア病棟の退院患者、在宅の後方支援、人工透析(慢性期)、緩和ケア、人間ドック・健診、訪問診療等以外の診療機能を基本的に担うこととし、新たな診療科として歯科口腔外科の設置を検討していきます。

【用語の解説】

用語	解説
急性期 (医療)	急性期の患者に、状態の早期安定に向けて、医療を提供する医療
回復期 (医療)	急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提
	供する医療
慢性期(医療)	長期にわたり療養が必要な患者を入院させる医療
輪番による救急医療	救急車による直接搬送や、かかりつけ医などの初期救急医療機関から転送さ
体制	れる重症救急患者に対応するために、地域ごとに休日や夜間に対応できる医
	療機関が日を決めて順番に担当する体制
地方独立行政法人	公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事業等に
	ついて、地方公共団体が直接に実施する必要のないもののうち、民間などで
	は必ずしも実施されないおそれがあるものを、効率的かつ効果的に行わせる
	ことを目的として地方公共団体が設立する法人
地域医療連携推進法	地域の医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進し、質の高い医療
人	を効率的に提供することを目的とする一般社団法人。都道府県知事が認定。
	介護事業等を実施する非営利法人も参加可能
地域医療構想	平成26年6月に制定された「地域における医療及び介護の総合的な確保を
	推進するための関係法律の整備等に関する法律」により改正された医療法に
	おいて、将来の医療需要と必要病床数を示すとともに、目指すべき医療提供
	体制を実現するための施策を内容とする構想。都道府県単位で策定
地域包括ケア病棟	急性期治療を経過して病状が安定した患者に対し、在宅や介護施設への復帰
	に向けた医療や支援を行う病棟